

議会運営委員会報告書

令和2年3月3日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 掛谷 繁

令和2年3月3日に委員会を開催し、次のとおり協議したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 市長の発言申し出（施政方針の追加）について
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について
 - ① 現状の対応について
 - ② 今後の対応について
- 3 全員協議会の開催について
 - ① 政務活動費の改正について
 - ② 議会だより（一般質問のQRコード掲載）について
- 4 報告事項
 - ① 総務産業委員会への申し送り事項（新たな過疎対策法の制定）について

議会運営委員会記録

招集日時	令和2年3月3日（火）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時30分	開会	～	午後3時03分 閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第2回定例会）の開催		
出席委員	委員長	掛谷 繁	副委員長	土器 豊
	委員	尾川直行		守井秀龍
		中西裕康		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂	副議長	橋本逸夫
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午後1時30分 開会

○掛谷委員長 皆さん、こんにちは。

御出席は全員でございます。これより議会運営委員会を開催いたします。

本日の議題は、1番から4番までとなっております。

早速でありますけれども、1番市長の発言申し出についてを議題といたします。

議会事務局から説明をお願いします。

○石村議会事務局次長 それでは、市長の発言申し出について御説明申し上げます。

金曜日ですが、市長公室長、担当課長が議長室にお見えになりまして、初日に行われました施政方針の追加演説をお願いしたいという申し入れがございました。御発言の内容は、お手元に配付しておりますとおりでございまして、事務局といたしましては、会議冒頭で申し出を許可の上、御発言をお受けしたいと考えております。ただし、一般質問通告を締め切った後に示される施政方針でありますことから、当該施策については通告なくとも質問に追加することを可としかどうかを御協議願いたいと思っております。

○掛谷委員長 説明が終わりました。

説明がありましたように、追加するかしないか、また一般質問では通告しなくてできますよという話でございます。皆さん方の御意見をいただきたいと思えます。

○守井委員 一般質問の締め切りも期日を決めとんじゃから、それを何かの都合によって追加でやりますということにはならんんじゃないかと思うんです。ある程度、物事にははじめが必要で、その時間を守って世の中の人があること動いとるわけじゃから、施政方針も、これが漏れとったということ自体もおかしな話で、それはそれなりに今回の施政方針として、今ある施政方針の中で受けとめればいいんじゃないかと思えます。

○掛谷委員長 ほかにはどうでしょうか。

○尾川委員 その前に、どうしてこういう結果になったかということを詳しく説明して。

○入江議会事務局長 ここに示してある文言が施政方針から漏れていたということです。

○尾川委員 漏れていた理由を聞きよんじゃが、どうしてこういう状態になったんか、こんだけの文章が。誰がチェックしよんかということ。

○入江議会事務局長 事務的に漏れておったということですので、まずは担当課がきちんとこの文面を施政方針に盛り込むよう準備をして、そこまではオーケーです。それをお配りした紙ベースにするときに、担当課の職員が事務作業の中で漏らしたと。なおかつ、それは当然印刷という作業をしますので、印刷をした。それを全部チェックしたかという、それもできてなかったというのが実情ではないかと思えます。

○尾川委員 それは、調べんでもええけど、担当課としたら、施政方針は、やっぱり重みのあるもんじゃと思うんです。そしたら、例えば市長が読んだ後にすぐ気がついて、追加ということもできたんじゃないかな。そんなことはどなんですか、そういうことまでやかましゅう言わん

でもええがなと、これを審議してくれりゃあええんじゃと言うんかもわからんけど。そのとき聞きよらん、印刷したときにチェックしてねえ、ほんで発言もチェックしてねえ、そういうことで市長が言よることをそんなええかげんで通していくということに不安がある。もっと慎重に、厳重にダブルチェックなりする方法で、市長もどの程度読み込んで、施政方針の発表前に1遍や2遍は読んでおったろうと思うんじゃけど、そのときでもおかしいなということはちゃんと押さえていかんと、また起こる可能性がある。それでまた今度は、入れるか入れんか、それは後から通告なしでというて。そんなだったら、守井委員が言ったように、ええかげんでやりゃあええが、難しゅう言わずに。と思うけどな。

○入江議会事務局長 この件を聞いたときに、やはり身につまされる思いがしますので、私もよく語句を間違えて印刷してというところがあるので、何でこうなった、誰がやったという話は、部長と担当課のときに、聞きにくいですけど、聞かせていただきました。議会への資料は、後戻りできませんよというのをやはり強く、もう一回チェックをする人間がいないと、こういうことは何回でも起こりますよということを言わせていただきました。それ以上は言うておりませんが、二度と起こらないように、これは常套文句になりますが、気をつけてくれというのを言いまして、これは議長限りで追加なり訂正なりを承るには余りにも重いところに、施政方針ですから、重いところにありますので、本日の議会運営委員会を通して、また議員さんは当然のことながら、こんなことがないようにというのを厳しくおっしゃる、指摘をいただく必要もあることから、議長にもお願いして、異例と言えば異例ですけども、このために議会運営委員会を開催していただくように議長と相談して、まずは委員長へというようなところから始まったものでございます。

議会事務局としても、施政方針は前日にはいただいとったものですから、当日お配りをした人間というか、担当課の端くれですから、内容のチェックが、我々が十分できるかどうかはまたこれは別問題として、気をつけたいなと、大丈夫だろうなという念押しは当然今回していないものですから、そういう形だと思います。

○尾川委員 決して犯人捜しをせえと言よんじゃねんよ。ただ、今の局長の話を聞きよって、ほんじゃあミスをどう防止するんかというシステムを考えにゃあいけんのじゃねえか。それを言よるわけで、別に誰がしたんなら、そんなことは言わん。ただ、言葉の上かもわからんけど、今後は施政方針に限らず、処理の優先順位もあろうけど、どういうふうに原稿が動いて、チェックする機能があるんかということ、事務局とすりゃあ、誤字ぐれえわかって中身まではわからんと思うんじゃけど、そういうことをよう言うてもらわにゃあいけんと思う、仕組みを。どういうふうに防止するか。そのときにどうかバーしていくか、どこまでカバーするか、ミスはどこまで許すかという。それでも、施政方針はパーフェクトでなきゃあいけんのじゃねんかという感じがある。

○中西委員 施政方針というのは、市長の1年間の市民に対する大きな責任を持った話だと思う

んですよ。そういう意味では、重く受けとめていかなければいけないものだというふうに思っています。私も何回か、前回の議会運営委員会でも指摘をしましたけども、前回の臨時会では答弁書を書くのを忘れておりましたという話があり、そのかつて前には、要望をしていた表が出てこない、印刷していたけども忘れていたと。それは、議会事務局に私のほうが報告をして、表が出るようにチェックをするということにしたというような類いの話がずっと積み重なってきているわけです。最後に、今回の施政方針みたいなものが出てきてしまうた。そういう意味での職員の方の緊張感というのは、この問題を扱った職員だけじゃなくて、全体に欠けるんじゃないかと思わざるを得ない。こういうミスというのは、人間誰しもあるわけで、私もたくさんそういうミスはしてきていますんで。ただどのようにミスを未然にチェックするかというふうなことについて、執行部できちんと議会に出してほしいと思います。例えば、この間の臨時議会で契約締結が出ていましたけども、細部説明の段階で、その予算が成立もしてないのに、既に執行しておりますということが書かれている。それを読めば、誰かおかしいなというように思うわけだけど、誰も読んでない。市長公室長にも、それを読んだかと後で聞いたんですけど、やっぱり読んでなかったという言よりましたけど、普通そういうミスは考えられないと私は思うんです。こういうことになって、どうチェックしていくんかということについて、執行部からきちんと説明をしていただきたいと思います。案件としては、これを落とすわけにはいかないということになれば、追加でしていただければ結構だと思うんですけども、その点については執行部からきっちりどのようにしていくのかは説明をしていただきたいと思います。

○石原委員 施政方針なるものは、市長の一番重要な発言じゃないかなという思いなんですけれども、これをじゃあ発言を認めずということにしてしまうと、この住環境整備に関する分野の政策に関するものが一切そぎ落とされるわけですよ、恐らく。それから、今後のことであつたり、それから執行部側の責任感も含めて、逆に市長の発言を、申しわけございませんでした、追加でというような流れで、この分野の発言が逆にあるほうが執行部にとっては今後に対して何かより響くものもあるんじゃないのかなと。これを一切なかったことにしてそぎ落としてしまうことよりも、何かそっちのほうがええんじゃないかという思いもするんですが。

○土器副委員長 尾川委員が言われたように、何で起きたかということと、どういう対策をしたかというのを出さなきゃあおえんんじゃないかと思うんです。でないと同じことを繰り返すんじゃないかと思う。それから、本来誰がしたかというのはわかってもええと思うんですわ、だって仕事上ミスしとるわけじゃから。しょうがない、間違いというのは。だから、間違いはしょうがないんじゃないから、次から間違いが起きないように対策を出してこなきゃあおえんと思うわ。

それから、これは出したらいいと思います。じゃあないと、これから1年間の施政方針じゃから。

○守井委員 たしか私の一般質問に住宅の関係のことを出させてもらったような気がしたんじゃないけれども、ひょっとしてその関係で出てきたんかなというような感じでもあるんですけど、

別に施政方針がこれになっても、これがあるなしにいろんなことをやっているし、当然施政方針では書いていないことも市はやっているわけなんで、別にこれがなかったら施政方針が何もならないというものじゃあないと思うんです。たまたまこれが漏れとったという話の中で、だからそれを新たに追加しなくても、こういう問題を誰かから提起されれば、当然方針なり、そういう話を出していただろうし、それからもっと細かい、いろんな点も施政方針には載ってないということがあるんだから、そのけじめとして、施政方針はこういうぐあいになりますという形を出しておるし、それに対しての一般質問を恐らくされているわけですから、これを新たに追加しなくても別に、そして期限をきちっと守っていくという意味でも、これは落としておいて、もしどうしても言いたいんなら、市長が何らかの形で話をすればいいわけではないか、あるいは住宅政策については、一般質問の中で答えていけばいいんじゃないかと思えますけれども。

○掛谷委員長 まだ議論がございますでしょうか、あればお聞きしますけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、委員長なりにまとめて、皆さん方にお諮りをしていきたいなと思っております。

まず、この追加をする前に、なぜこういったことが起きたのかという原因究明、さらに言えば、やはり議会に対してこういうミスがあったことにおわびをしていただきたいということがあるとは思います。その上で、こういう原因でこういうことがありましたよと、それに対して再発防止をこのようにしていきたいという説明をしていただくとともに、できれば文書できちんと議会に出していただくと、その上で、この追加の申し出については、お受けをしたらというようなことに思っていますけれども、いかがでしょうか。

守井議員は、ただお一人これは必要ないと受けとめられます。尾川委員も、あとは皆さんやむを得ないんじゃないかということです。

○守井委員 もう出しとるわけですから、おわびも必要ないと思うんですよ。

そりゃああくまでもそれが間違いだったという、市長なら市長の話があるということなんですけれども、期限を決められた中で施政方針を出されとるわけですから、それを出されたものが施政方針ではないかということです。

○掛谷委員長 ということは、結論を言えば、これが出てないから必要ではないという意味ですね。

○守井委員 はい、そうです。

○掛谷委員長 そうおっしゃられるわけですが、議運としては方向を明らかにしていきたいと思っておりますので、私が申し上げましたことは、皆さん方の御意見の中でこのようにしたらというふうなことを言わせていただきました。

○尾川委員 今、委員長が議会に対してと言われたんじゃけど、市民に対しても、それを忘れてもろうたら困るよ。

議会に言ようることじゃねえんじゃから。議会を通じて市民に呼びかける、新年度はこうやり

ますというやつじゃから、そりゃあこれ以外のことをしよるがなというのもある。それはあるけど、やっぱり施政方針というたら、みんなが期待して聞きよるわけじゃ。それを議会に対してと、やっぱり市民に対してきちっとした説明をすべきじゃと思うよ。

○掛谷委員長 議会イコール市民ということは、おっしゃるとおりだと思っています。

ということですけど、もう一回申し上げますと、私はやはりこういうことに対しては、議会及び市民に対して説明の中で陳謝してもらやあええと思うんですけども、その説明を文書でもっていただいた中で説明をしていただくと。その中には、原因究明と再発防止をきちっと入れた上でしていただくと、どこの場でやるかは、今のところ、この追加はあしたさせてくれという話かな。

○入江議会事務局長 会議冒頭に市長の発言を許可してはと考えております。

○掛谷委員長 あしたの一般質問の冒頭にとということでこれが出るとようございまして、その中で市長がきちんと説明をして、原因究明、再発防止、そういうことを説明というか、おわびをしていただいた上で、やはりきちんと文書で残しておくということもさせていただいたらどうかというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○中西委員 ぜひしていただきたいと。

あわせて、これは施政方針ですけど、私が何度も言っているように、議会に出てくる文書について全てそのようにしてほしいと。あんな細部説明書は、私も見たことがないし、答弁書を書き忘れただとか、表が出てこないとかということも含めて、議会に出す文書についてというところできくっていただきたいというふうに思います。

○掛谷委員長 今、そういう意見でございまして。当然そのとおりだと思います。議会に出していただく文書、それ自体全部、このことだけじゃないと。当然でございまして、そこも入れ込んでいただきたいというふうな形でいいかとは思っています。

ほかの皆さん、よろしいですか。

○守井委員 何かこの文書がなくても、住宅政策については何らかのほかのところで書いていたと思うんですよ、この項目じゃなくてもね。だから、改めてこれが抜けとったということを使うことのほうがおかしい話じゃなと思うんですけど。じゃから、これは要らないよという形でいいんじゃないかなと思うんですけど。皆さんがぜひとも言うんならやむを得んかなと思っています。

○掛谷委員長 守井委員は、独自の考えで、決してそれは間違いではないかとは思いますがけれども、委員会としては圧倒的に、追加はいいけれど、中西委員が言うように、これだけに特化することよりも、これからの全部の文書について言えるということも、これは大事なことだと思うので、このチャンスをちゃんと生かして、きちんとされたらいいんじゃないかなということで、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ということで、守井委員の気持ちはわかりますが、そういう方向で取りまとめをしたいと思えます。

じゃあ、この件はそういう形で、あと議会事務局、議長とも相談しながら、きちんと進めてまいりたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○尾川委員 ちょっと聞きしたいんじゃけど、施政方針は、また新しいものを全部出すんか。どねいな形での、これは追加にするんか、これは追加となつとるけど。

○石村議会事務局次長 すでに配布しているのは、19ページの冊子だったんですけど、いただいているこのページを20ページ目に追加ということで、この1枚を配付させていただきたいと考えております。そのように聞いております。追加ですので、最後のページにこれを……。

○尾川委員 ひつつけるんじゃな。

○掛谷委員長 じゃあ、この件はそういうことで、非常に緊張感がない、気の緩みだというような意見でございますので、きちっと対応していきたいと、このように思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

では次に、2番の新型コロナウイルス感染症対策について議題にします。

説明があれば。

○石村議会事務局次長 現状の備前市議会の対応でございますが、議場の入り口に消毒液を用意させていただいております。傍聴席の入り口には、注意喚起の掲示を既にさせていただいております。それから、事務局にマスクと体温計を設置しておりまして、希望者に配布と貸し出しを行って、発熱等のある方の入場は御遠慮いただくようにしたいと考えております。

あしたの本会議では、傍聴入り口に職員を配置して、口頭で発熱等のある方は入場を御遠慮いただきたいという注意喚起を職員でもってする予定でございます。

今後の対応でございますが、これから感染が拡大して、県内、それから近隣、備前市内、備前市の職員でありますとか議員さん、そういう方々が発症する、そういうことも考えられるわけですが、議会の対応としては、通常どおりに、今までどおりに開催をする、それから予定どおりに開催はしますが、傍聴される方は御遠慮いただく、それから会議自体を休会してしまうと、そういったパターンが考えられると思いますので、それぞれ今後の情報に応じてどのように対応をされるか、会議をどのように運営されるかは、あらかじめ御協議をいただいております。

○掛谷委員長 説明がございました。

議運として議会の、特に傍聴についていろんな場面が出てくるときにどう対応しますかということでございます。

御意見がありましたら。

今の対策は、そういうところで、②については、これは我々が考えていくべきことで、①については、今職員の対応、議会の対応については、ちょっと説明がありました。皆さんの御意見を

いただきたいと思います。

○守井委員 いろいろあるけど、事務局が考えとる案があるんじゃないん。それを聞いてからで、どんなんですか。

○石村議会事務局次長 特に案はございません。

先ほど申しあげましたとおり、今後その被害が拡大した場合に、会議自体を通常どおり開催する、それから傍聴は控えていただく、それから会議自体を休会するのどれかで、どこまで被害が拡大した場合にどういう対応をとるかを議会運営委員会で御協議いただきたいということでございます。

○掛谷委員長 その3つぐらいの中で、議会としてどうするかということを決めていきたいという話です。

まず、下にありますように、一番はこの市内、職員なりが発症した場合の対応についてということになるかと思うんです。発症しない時点での対応もあると思いますが、マスクをする、手洗いをする、これは基本的なことだから、していただくのは当然だけど、場面場面の想定について皆さんの御意見がいただきたいとは思いますが。

○尾川委員 まず、1点目のどこまで正確な情報が出よんか知らんけどな、実際備前市周辺の発症状況は、保健所がねえなつとるから、なかなか情報は入らんのかなと思うけど、その辺は備前市としたらどの程度まで把握しとん。マスクせえ、学校は休めという言うぐらいの程度しか、内緒の話を聞かせてと言うんじゃねんけど、どういう状況になつとんかな。よその議会はええよ。自分ところで決めりゃあええんから、そういう情報はどうなんかなというのを教えてもらえたらと思う。

○掛谷委員長 わかりますか。

○入江議会事務局長 私が部課長会議で話を聞いた中では、発症例は県内にはない。これは、県当局から情報をいただく話になると思います。なので、みずから調べていくということは、ほぼないということです。

その際の発表の方法は、他県の例からも御想像にかたくないと思いますが、大きい市、政令市は市名まで出ますよね。でなかったら県内ぐらいで出るとは思いますが、そういうレベルの発表をされるのではないかなというふうに思います。

それ以上はないですし、それ以外も、それでもう一点だけございます。

職員と職員の家族が発症をされた場合は、職員は直ちに総務課へ連絡すること、その職員は病休にすること、これぐらいが先日の部課長会議で決まっています。ということは、これははっきりとは言われなかったですが、県内の発症例、これが市内なのか、近隣なのかかもしれませんが、発症例が出た段階では、今の連絡会議を対策会議に格上げするということだと私は思っております。

○尾川委員 今のような状況なんで、私は傍聴をどうするかは検討すべきじゃねえかなと。た

だ、新庁舎ができて、新しい議場を見たいという人がちょこちょこおるようで、庁内テレビで議場を映すんですけど、集まって何人か傍聴者が見るといったって、傍聴席でも、2メートルぐらいに広げていきゃあええんじゃねえかと思ったりすんで、そういうことから傍聴者をどう考えるかじゃねえかなと。私は傍聴者をできるだけ分散させて、濃厚接触にならんようにしたらええんじゃねえかと思います。

○守井委員 今の段階では、どういう状況になるやらわからんと思うんですよ。状況を見ながらという格好でいいんじゃないかなと思います。もし発生したらというような形で書かれとんですけども、結局その都度判断しなくちゃいけないんじゃないかと思うんで、恐らく緊急性の問題が発生するんだろうと思うんですよ、もし何かあった場合は。だから、その場合は、委員長、副委員長にお任せして、後日連絡みたいな形でいいんじゃないかと思うんですけども。

○掛谷委員長 ほかに。

○土器副委員長 新しい議場なんじゃけど、思い切って傍聴はなしという形にさせてもろうたほうがええんじゃねえかなと。インターネットで見えるからね。市のほうから20人以上云々という形で出てきとるでしょう。イベント等……。ごめんなさい、議会をイベントと言うたらお叱りを受けるけど、私はそういう意見です。

○掛谷委員長 ほかに。

○中西委員 県内、近隣については、先ほど事務局から説明のあったような対応でいいんじゃないかと思うんですけど。市内となった場合には、これは傍聴の制限を考えなければいけないかもわからない。それから、職員、特に委員会に出席する説明員ですね。説明員と議員がもし発症した場合には、これは開催がなかなか難しいんじゃないかと。ここはちょっと検討が要りますよね。そこは、なかなか正副委員長にお任せするという事にはならない問題になってくるんじゃないかと思うんで、そのときには議運でも開いて考えなくちゃいけない。ただ、議員が発症した場合には議運が開けるかどうかという問題になってきます。

○石原委員 今後の対応のところの会議の開催の是非ですけども、国であったり、どういう指針があったりというんかわからんんですけど、県内から一番右の議員まで、当然発症された方は、職員、議員も当然出席は不可ですけども、発症してない職員、議員でもって会議が成立するんであれば、それは粛々と進めりゃあええんじゃねえかなとは思いますが、そのときにまた緊急なこういう議運を開く、方向性としてはそれでええんじゃねえかな。例えば、職員の方が、仮に発症した場合に、その課を閉めるかどうかというようなところにも相通ずるんじゃねえかな。議員の一部が発症したからというて、会議自体を閉めるということは、何かそれにも相通ずるというようなことで、残った人間でやっていくという方向性でええんじゃねえかなとは思いますが、その都度の協議になるんかもわからんんですけど、方向性としてはそれでええんじゃねえかなと。

○掛谷委員長 いろいろ意見がございました。

ちょっと委員長として事務局に。

他の自治体について、県議会はまだかな。お隣の瀬戸内市もやっていますし、議会が始まっているところで、傍聴を制限している事例をわかる範囲で教えてほしいんですけど。

○入江議会事務局長 最新の15市の議会对応が出ていますので、ポイントだけ、けさ手に入れたものなんでちょっとの間でしか見ていないので、きれいに説明できるかどうかかわからないんですが。

1から、岡山市は、特に会議とか委員会を云々というのはありませんが、2段目にありますように、個人質問は28人の通告があったものを8人に減ずるという、割と思い切った対応をされておられます。それがポイントです。1日だけ、それで会期が繰り上げる。

倉敷市、このポイントは、2段目ですが、今定例会の傍聴人には、傍聴票に電話番号を記載してもらう。これは、何かあったときにその人に連絡ができるようにという意味です。

3番目、津山市ですが、これも2行目が特徴的なところでありまして、新型コロナウイルス対策による市民対応を最優先するんで、その担当課については、部長が代理としてやってしまうのを認めるとなっています。

玉野市も、同じように、緊急連絡先の電話番号を記載する。あと、委員会も午後開催を午前に変更している。

笠岡市、これは1行目ですが、傍聴の自粛をお願いすると決定されているようです。既に報道機関へも連絡が入っていることは、割と早目に決められたんだと思います。

井原市は、特に。

総社市は、これは割ときめ細やかになってはいますが、中ほど(1)、ここがポイントだと思いますが、質問時間を20分、半分にする。

高梁市、傍聴は自粛を要請する。

新見市は特にありません。

裏側ですが、備前市については、先ほど言ったとおりでございます。

瀬戸内市は、ほかにはないのは、加湿器を設置するぐらいです。

あと赤磐、真庭は、特段我々とそんなに変わらないと思います。

美作市については、備前市と同様に、3月25日が議会の閉会日になるようですが、何らかの事情によってその日には傍聴が多いというのを事前に把握されているようです。これについてどうしようかというのは考えているということが、これが3月2日、きのうの時点で、きょう届いていたので、我々が知る、15市の最新の状態です。

電話番号、なるほどなというのは思っております。

それで、先ほど来のお話のように、県外、近隣については今のとおり、市内になったらどうするか、職員、議員になったらどうするか、3段階ぐらいで大まかな話を決めておいていただければ、先ほども言われましたが、事務局としては、次に議運の開催できないような状態になったら

困るので、お願いができたらなと思います。

○掛谷委員長 ありがとうございます。

こういうふうなことで、整理はされてきてはおります。ということで、現状の対応については、事務局からありましたように、消毒液、注意喚起の表示、マスク、体温計、そういうところをきちんとやる。今は、傍聴するのであれば、電話番号なんかも追加というようなこともというような話もありました。

現状の対応はそれでいいかと思えますけども、今後の対応についてをあと議論していけばいいんじゃないかと思っていますけど、①の現状の対応については、傍聴が入ればですね、電話を入れていただければいいんじゃないかと。それでよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

②は、発症が出た場合にどうするかということを議題としていきたいと思えますけども、どうでしょうか。

もう一回言うてください。

○入江議会事務局長 近隣とか、市内を含めるかどうか微妙ですが、発表は多分備前市で発表をされても、県内の発症というて発表されるんだと思います。なので、そのときにはどうするかで、うわさで市内の人だというのはわかるかもしれませんが、そこまでの発表はないはずなんで、ないと思います。なんで、県内、赤穂とか上郡を近隣というて、この場合は言うんですけど、2段階か3段階に分けて大まかを決めといていただければと思います。

○掛谷委員長 お聞きしますけど、多分県内の場合は、どこの市とか町と言われるんじゃないですか。言っていないですか。

○入江議会事務局長 高知県とかでは、どこの市町までは。仙台とか相模原みたいに、政令指定都市だったら言われますけど。大阪市だったら言われますけど、兵庫県は兵庫県だったような気がします。

〔「そりゃあそうじゃろう」と呼ぶ者あり〕

先ほどの御説明のとおり、県内、近隣、市内という区別は、少なくとも議会事務局じゃあできないので、この場合は傍聴を制限して、会議は行うのは当然なので行う、職員と議員の場合はどうするかという、多分段階は2段階ぐらい。職員というのは、この場合は部課長という意味なのか、一般の職員であっても、ここで仕事をしているので、市役所全体が濃厚接触者になっているのは間違いないので、市内までの話と職員からこっちとの2段階ぐらいで大まか考えていただければ、どちらにせよ会議はするんだという形でいけば、少なくとも市内までは、傍聴を制限して会議はそのままやる。職員、議員の場合は、その人は外してやる。2週間後、どうなるかはちょっとわかりませんが。

○守井委員 今言ったようなことでいいんじゃないんでしょうか。

○入江議会事務局長 市内までと、職員と議員。

この場合、問題になるのは、職員は発症例が自分の家族でも自分でもあった場合は報告する義務がある。議員さんにはないんで、それをお願いするしかない。

○掛谷委員長 それはそうじゃろう。

○守井委員 やっぱり報告を義務づけといたほうがいいんじゃない。

○掛谷委員長 それは、異論がないと思う。議員本人もそうじゃけど、家族も発症したら、議員と同一というんか、同じですよ。議員並びに同居家族というのも含めないといけないと思います。ということで……。

○尾川委員 ちょっとええ。

報告義務はねえと言うじゃけど、ねえんか。倫理規程にもそういう条項は載っとりゃあへんのか。

○入江議会事務局長 ないと思います。

○尾川委員 よう調べてみられえ、何かあろうが、ひっかけるところは。ひっかけるというたら言葉が悪いけど、等のところへ入れていきゃあええんじゃ。

○掛谷委員長 休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時37分 再開

○掛谷委員長 再開いたします。

皆さんの御意見でございましたけれども、県内15市の中の10番、備前市の対応について、これで傍聴者に一部の制限がございますけど、電話を記入していただくということを入れていただいて、この10番の案でいいんじゃないかなというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのようにいたしますので、よろしく願いいたします。

いいですか。

○守井委員 発症した場合はどうするかということだけ報告してから。

○掛谷委員長 発症した場合は、議員はいろんな大勢のイベントとか、そういうところには極力行かないということは書いていなかったから、そういうことはちょっと言っといたほうがいいんじゃないかな。

○中西委員 私は、別ルートで備前市主催のイベント等の共催を含む取り扱いについてということで、2月26日付の備前市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の資料をいただいているんですけど、これは議員には届いているんですか。

○入江議会事務局長 連絡箱へ。

あれと、教育委員会のですね。

これ以上のものはないです。

○守井委員 じゃから、職員、議員が発症した場合は、議会は一応開くということで、欠席者が多い場合は、その都度また協議するということで進めていきたいという話だったと思いますが。

○尾川委員 それとね、小・中学校の卒業式が中止になったろう。そしたら、委員会を朝からやりゃあえんじゃねんかな、変更して。どんなかな、事務局、執行部は大丈夫かな。

○入江議会事務局長 その点も幾ばくかは、事務的には協議したんですが、予定どおりいくんなら、全てを予定どおりで、それ以外のことになったら、議運ができる状態でないような非常事態じゃと思いますんで、電話等の連絡で済まさせていただきたい。

○掛谷委員長 どうですか、予定どおりということでいいんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、予定どおりで。

もとへ戻りますけども、この10のところ、リスク管理上は、県内（近隣・市内）発症と議員、職員発症で対応を分けるよう議長と事務局で協議し、後者の場合は定例会議事の中止、延期を視野に入れるが、いずれも議運協議を経ることとしているので、対応が決定されたものではないというように書いていますけど、ここは。

○入江議会事務局長 それは、今のお話で、なくなって、少なくとも全部やっていくと。

県内、近隣市内で発症例があったら、傍聴は遠慮してもらおうと。それでも、議員、職員の発症の場合でも何とかやっていくと。中止、延期は視野には、ここには入れると備前市は回答しましたが、議運協議により、これはなくなったということじゃないでしょうか。

○掛谷委員長 そうですね。

では、そこは変更してください。

それから、玉野市云々のところは削除して、議運協議に戻るというようなことで決めておけばいいんじゃないかなということでもいいんでしょう。いいですよ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、今のところを変更していただいて、中止、延期を視野に入れないということと、玉野市と同じく云々があって、ここを削除していただいて、これはなしの案で議運協議に臨むこととしたということで、今後の対応については議運で考えていきたいと思います。

それから、学校・園については、これは、行かないという決定でよろしいかと思います。

それでいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これでどうでしょうか、事務局のほうは。何か不足がありますか。

○石村議会事務局長 10番のところは、15市で回答した内容ですので、とにかくきょうの議運の結果としては、県内で発症したら傍聴は控えていただくと、御遠慮いただくことを願います。議員、職員も当然これは県内ですので、議員、職員で起きた場合も、会議はやるけれど、傍聴は遠慮していただくと。できる限りやると。その後の協議については、議会運営委員会

が開ける限り御協議をいただくということになったというふうに理解しております。

○掛谷委員長 じゃあ、そのような形で進めます。

○中西委員 この対策については、情報なんですけど、なるべく早くいただきたいと。携帯でいただいて、サイドボックスに入れましたとか、そういう迅速性が今回求められるので、情報の点だけよろしくお願ひしたいというふうにお願ひしておきたいと思います。

○石村議会事務局次長 そのように対応させていただきたいと思います。

○掛谷委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、大きい2番は、以上としていきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、3番目の全員協議会の開催についてを議題にします。

まず、①について、スケジュールとともに、今お話をお願ひします。どうぞ。

○坂本庶務調査係長 政務活動費の改正につきまして、この1年間運営委員会で御協議いただいでまいりました。この改正に係る内容、それから今までの経緯、今後のスケジュールなどを全員協議会において全議員に周知、説明をするという意味で開催するというものでございます。

続きまして、2番の議会だよりにつきまして御説明いたします。

議会だよりで、議員皆さんの一般質問のページで、再度写真を大きくしていきたい、もしくは、一般質問のやりとりを各議員個人の部分を抜粋したものをスマートフォン、それからタブレット端末などで聞き取りできるようなQRコードをつけていきたいということは今議論しております。それにつきまして、全員協議会の中で説明をさせていただけたらと思っております。

○掛谷委員長 説明がありました。

いいですか。①、②、どちらも結構でございます。何かあれば、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。

全員協議会の開催日、案はいつじゃったかな。

○石村議会事務局次長 政務活動費の改正につきましては、現在市民の方の御意見をいただいております。これが、3月13日までとなっております。御意見が頂ければ、回答も考えないといけませんし、その辺を反映したもので全員協議会を開催する必要があると思いますので、少なくとも13日以降ということで、日程の御協議をいただきたいと思います。

○掛谷委員長 日程ですけども、ある程度決めておきたいなど。事務局、何か案があったでしょう。

○入江議会事務局次長 この議運を経てからと思っていたんですが、一応17日の午前中はあくなくと。

○掛谷委員長 17日火曜日の午前中。予算決算審査委員会が、13時半からですか。

〔「17日でええが」と呼ぶ者あり〕

では、3月17日の9時半から全員協議会ということでさせていただきます。議題は、このよ

うになっております。

では、3番の項は、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に報告事項、どうぞ。

○入江議会事務局長 1件、2月3日の岡山市議会議長会が終わった後、過疎対策法の関係の協議ということで、議長挨拶にも触れさせていただいたんですけども、高梁市議会議長の声だけで、6市が集まって、今後の過疎対策についての協議が行われたところです。正副議長が集まったの話でございます。一致した要望活動をするように考えていかんかと、各市議会が必要と認められれば国へ意見書を上げていただきたいというような話がありました。一連の資料については、高梁市の議会のほうから協議資料をいただいております、これについては、所管である総務産業委員会に参考までにお知らせをして、取り上げていただけるものであれば取り上げていただけるような形をとりたいと思います。6市というのは、高梁、井原、新見、真庭、美作、備前。過疎対策法が近く失効しまして、特別措置がなくなると困るというような形で一致したものでございます。

各市議会で見解を出していないのが備前と美作だけです。

○掛谷委員長 そういう話でございます。

各委員の皆さんは、それがよければ、そのように進めていってはどうかとは思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですね。

ちなみに、これは令和2年度で終了するというようなことが国のほうで決めているんですか。

○入江議会事務局長 具体的な話にまでは踏み込みませんが、現在の法律は、過疎地域自立促進特別措置法です。特別措置法の期限が令和3年3月で失効されて、特別措置は国のほうでは特別措置法を延長するようなことはしないと。なので、過疎法なるものを新たに新法でつくる流れになっています。備前市は、全域が過疎地域に指定されているものですから、その中で行われる一番大きなものは、過疎債が、いわば区域が狭まると、それが使えなくなる。そういう危機感を一番強くお持ちだったのが高梁市だったと思いますが、それで声がけをされて、協議をしたというところでございます。

○掛谷委員長 そういうことで、これは2月定例会でこれを採択しようということでもいいんでしょうか。

○入江議会事務局長 そこまでは、事務局では踏み込んだお話はできませんが、委員会にお任せをしたいと。

○掛谷委員長 ということでございますので、皆さん、御承知いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ異論がないようでございますので、そのように取り扱っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございますが、何かどうしてもということがあればお伺いしますけれども、なければ終わりますけど。

○中西委員 ちょっと気になるのがね、コロナ対策なんですけど、私も一般質問では危機管理についてというのは上げてはいるんですけど、この26日のような文書が出る以前に上げているんで、例えば学校給食だとか食品だとか学童保育だとか、それは委員会で聞けという話になるんでしょうけども、うちの委員会でやって、それで傍聴に来てもらえば、それで済むという考えにはなるけども、議員全体にどこかでコロナ対策の話は一つ区切りで何か話があったほうがいいんじゃないかというような感じがするんですけども。

○掛谷委員長 もっと具体的に言うたらどう。

○中西委員 全協のときにちょっと話でもしてもらったらどうじゃろう。

○掛谷委員長 ああ、追加で。

○中西委員 それで間に合うかどうかというのがあるんですよ。

○掛谷委員長 今、全協では、政務活動と議会だよりというのを議題にという話がありましたけど、その中でコロナ対策についての市と教育委員会の考え方を入れるということ。

○中西委員 いやいや、だから学童保育なんか関係してきますから、備前市全体の危機管理というところが上がってくるんだろうか。一般質問でそこまでは行かれないですから、26日以降の。通告を超えた質問をしないといけないということになるんで。

○掛谷委員長 ある程度限界があるのはあるだろうから。

○中西委員 いいかな。余りこだわりません。

○掛谷委員長 まあ今のところ、いいんじゃないかな。

いいですか。今、中西委員からありましたけど、どうしても市のほうから、市当局のほうからどうしてもというんがあればあれですけど、今のところそういうもんもないようでございますんで、いろんな発表もありますし、特段行政のトップのほうからの申し入れもないようですので、それはよろしいんじゃないかなと思っています。どうですか。全員協議会での追加は、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのようにします。

○石原委員 さっき、1番目で施政方針の追加をお受けするというか、認めるということになったんですけど、この件に関する一般質問も通告なしでと言われたんですけど、登壇して、いきなり質問をすればええという認識でよろしいですか。

○掛谷委員長 通告はないんですけど、どうしましょうか。

○入江議会事務局長 文字どおりとっていただければ。

最後にとかという格好で、最初でも結構です。

○掛谷委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。
大変にお疲れさまでした。

午後3時03分 閉会